

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	佐伯市

佐伯市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐伯市農林水産部林業課林業振興係
所在地 大分県佐伯市中村南町1番1号
電話番号 0972-22-4214
FAX番号 0972-22-3477
メールアドレス rinmu@city.saiki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	佐伯市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類、飼料作物	9,642千円 10.24ha
シカ	水稲、造林木	1,090千円 3.48ha
サル	林野副産物	229千円 0.40ha
アナグマ	いも類・野菜類	217千円 0.06ha
タヌキ		
アライグマ		
ノウサギ	造林木	36千円 1.00ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 山から下りて、民家周辺の耕作放棄地等に居ついている個体数の増加により、水稲等の被害が年間通じて発生しており、さらに飼料作物にも被害が増加している。(被害 増加傾向)</p> <p>【シカ】 水稲の被害が減少しているが、山林においては、台風等によるシカネットの破損により、針葉樹への被害が発生している。(被害 増加傾向)</p> <p>【サル】 しいたけの被害が多いが、果樹や野菜の被害もあり、年間を通じた食害が発生している。(被害 減少傾向)</p>

【アナグマ】

さつまいもの被害が増加している。野菜類の被害は、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 増加傾向）

【タヌキ】

家庭菜園レベルでの被害が点在しており、被害情報が集約できず、被害面積・被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

【アライグマ】

現在被害報告はないが、市内や近隣市での捕獲が確認されており今後の被害が懸念されている。（被害 未然防止）

【カワウ】

アユの被害が点在しているが、被害情報が集約できず被害額が正確に算出できていないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 増加傾向）

【カワラバト】

水稲の被害区域が点在しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

【ノウサギ】

針葉樹の食害が発生しており、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 増加傾向）

【ヒヨドリ】

水稲や野菜の被害区域が点在しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

【ヒドリガモ】

水田の被害が河川付近の水田に発生しており、被害面積及び被害額が正確に算出できないが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

【カラス】

野菜類の被害が発生しているが、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

【スズメ】

水稲の苗床の食害被害が発生しており、今後の被害拡大が懸念されている。（被害 未然防止）

過疎化や後継者不足等を抱える集落においては年間を通じ、有害鳥獣による農林作物の被害が続いており農林業収益の減少のみならず営農意欲も減退している状況である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
イノシシ	9,642千円	10.24ha	9,100千円	9.70ha
シカ	1,090千円	3.48ha	830千円	2.60ha
サル	229千円	0.40ha	170千円	0.30ha
小動物（アナグマ、タヌキ、アライグマ等）	253千円	1.06ha	190千円	0.80ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣捕獲班を19班編制。 ○イノシシ、シカ、サル、小動物への報償金支給。 ○通年捕獲、全域捕獲実施。 ○狩猟免許初心者講習会受講費用の助成。 ○アライグマは、佐伯市アライグマ防除実施計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノシシは、民家周辺の耕作放棄地等に居ついている個体数の増加により、水稻の被害が増加しているほか、小動物による被害も報告されており実態把握が必要。 ○アライグマの捕獲が県内各地で確認されており、今後注視が必要。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○集中的かつ計画的に防護柵を整備し被害軽減を目指す「予防強化集落」を指定し、集落点検や防護柵の設置等を実施。 ○個人自らが設置する簡易な防護柵の設置経費の一部を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落指定を受けた地域以外でのイノシシによる農林業被害額が増加。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣被害対策の専門家による講習会を開催し、集落ぐるみの被害対策や、効果的な防護柵の設置方法の普及。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会の開催等で、鳥獣被害対策の啓発を行っているが、住宅付近での目撃報告も多く、獣が近寄りづらい集落作りの情報発信等の啓発が必要。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

侵入防止柵の原材料支給及び、購入補助による予防対策の推進、国・県の補助を受けた有害鳥獣捕獲事業を活用して捕獲圧を行う。

また、捕獲及び予防の効果を高めるため、集落の環境整備の重要性を研修会の開催やHP等広報媒体を活用し啓発活動へ取り組むことで、被害の減少に繋げる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲については、佐伯市猟友会(19支部の有害鳥獣捕獲班)の協力により実施する。

過去3年間の被害状況に基づき、捕獲地域を佐伯市全域(禁止区域を除く)として、計画捕獲時期は、被害発生予察により通年とする。

また、有害鳥獣捕獲の狩猟者確保のため、狩猟免許の取得を推進して、捕獲班員の増加を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、 アナグマ、タヌキ、 アライグマ、カウ、 カラハト、ノウサ ギ、ヒヨドリ、カ ス、スズメ、ヒドリ ガモ	○報償金の支給。 ○狩猟免許初心者講習会の受講費用の助成。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
令和6年度における捕獲実績は、イノシシ4,220頭、シカ3,661頭、サル102頭、アナグマ1,312頭、タヌキ697頭、アライグマ2頭となっている。 イノシシによる鳥獣被害額は、令和3年度から毎年増加しているため、過去3か年の捕獲実績の最大値を参考として、今後3か年の取り組みを進めていく。 シカ、サル、アナグマ、タヌキは、今後の被害が懸念されていることから、過去3か年の捕獲実績の平均値を参考として、今後3か年の取り組みを進めていく。 その他の鳥獣については、これまでと同等の捕獲圧をかけ、今後3か年の取り組みを進めていく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	4,200	4,200	4,200
シカ	3,800	3,800	3,800
サル	100	100	100
アナグマ	1,000	1,000	1,000
タヌキ	600	600	600
アライグマ	10	10	10
カワラバト	10	10	10
ノウサギ	20	20	20
ヒヨドリ	10	10	10
カラス	10	10	10
スズメ	10	10	10
ヒドリガモ	20	20	20
カワウ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器や箱わな、くくりわな等により、年間を通して計画捕獲を実施する。アナグマ等小動物の捕獲については、被害情報等があれば、随時小動物用箱わな等により捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、シカ、サルの捕獲にライフル銃を使用している。遠距離で安全に捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐伯市	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ、カワウ (許可権限委譲済：平成7年4月1日)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 1,900m	ワイヤーメッシュ柵 1,900m	ワイヤーメッシュ柵 1,900m
イノシシ	電気柵 7,400m 鉄線柵等 1,700m	電気柵 7,400m 鉄線柵等 1,700m	電気柵 7,400m 鉄線柵等 1,700m
シカ	ネット柵 400m	ネット柵 400m	ネット柵 400m
サル、タヌキ アナグマ アライグマ	電気柵等 100m	電気柵等 100m	電気柵等 100m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、シカ、サル	予防強化集落の集落点検実施	同左	同左

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ	・ 集落環境の整備に関する研修会の実施 ・ 鳥獣被害対策方法（藪の刈払や放任果樹の除去等）や狩猟免許の取得について HP やチラシ配布等の広報活動を実施
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

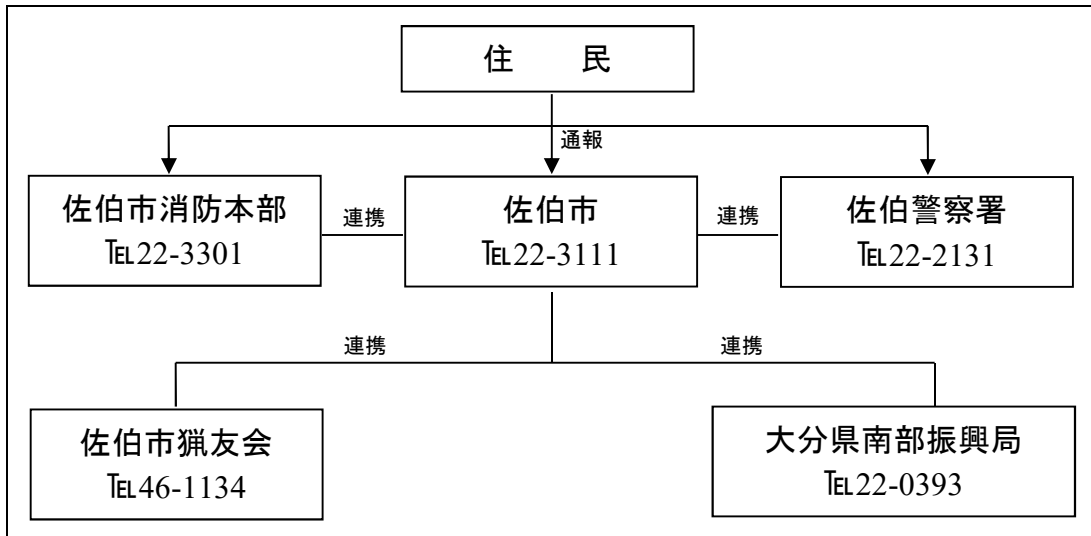
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐伯市	情報の収集、関係機関への連絡・調整、鳥獣の捕獲許可
大分県南部振興局	情報の収集
佐伯警察署	情報の収集、住民の安全確保
佐伯市消防本部	情報の収集、被害者の保護
佐伯市猟友会	情報の収集、捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設への持込みでの焼却。捕獲現場等での埋設。ジビエ利用。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	○佐伯管内にあるジビエ加工処理施設を通じて、学校給食への活用。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐伯市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大分県農業協同組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
番匠川漁業協同組合	内水面被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
佐伯市猟友会	有害鳥獣被害の実施
佐伯広域森林組合	森林被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
佐伯市農業委員会	農業被害の情報収集
佐伯市	会の総会

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分県農業共済組合	農業被害の情報収集
大分県南部振興局	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等
南部地域鳥獣被害現地対策本部	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

佐伯市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、平成25年4月1日に佐伯市鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊員は市長が任命する。

活動内容としては、捕獲・追払い・防護柵の設置や維持管理の指導・広報・啓発活動を行い、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に取り組んでいる。

令和7年5月1日現在の隊員数：8名（市職員のみで構成）

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止のために、有害鳥獣被害対策研修会の実施や、侵入防止方法の啓発、侵入防護柵の設置指導等を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

森林組合や農業共済組合等の組織と連携し、効率的に被害状況を把握し、効果的な鳥獣被害防止対策実施に向けた基礎資料とする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。